

## 山梨県景観審議会 会議録

- 1 日 時 平成26年9月2日(火) 14時00分～16時45分
- 2 場 所 恩賜林記念館 東会議室
- 3 出席者(敬称略)  
(委員) 北村 眞一(議長)、浅川 初美、石井 信行、河野 暢子、齋藤 雅代  
佐野 正秀、原田 重子、堀内 洋子、箕浦 一哉、若狭 美穂子  
(事務局) 美しい県土づくり推進室長、美しい県土づくり推進室員(6名)
- 4 傍聴者等の数 2名
- 5 会議次第
  - (1) 開 会
  - (2) あいさつ
  - (3) 事務局員の紹介
  - (4) 会長挨拶
  - (5) 議 事
    - ①富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について
    - ②屋外広告物ガイドラインの策定について
    - ③その他
  - (6) 閉 会
- 6 審議会概要  
会議録のとおり

**【議事：①富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について】**

(事務局)

(議題1「富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について」説明)

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

(委員)

今回は基準変更が主な内容というのはわかりましたが、前提の条例について説明して頂いた方が、理解しやすいと思います。条例の基本的な考え方、罰則、強制力等はどの程度のものか、また民間からの質問として指導徹底とあるが、現状どのようなことが行われてきたか説明頂きたいです。

(事務局)

1点目としまして、屋外広告物条例では5つの規制地域の基準しかありません。景観保全型広告規制地区(以下:規制地区)はポイントを絞って区域を指定し、その地区に合った広告物の基準にすることが可能です。

2点目、強制力については現行の基準と同様です。法的なものとしては、措置命令、最終的には代執行、罰金があります。

3点目、平成22年度の調査後、約2万件が違反と判明しております。そこで平成24年度から一件ずつ指導を行ってきております。一回目の指導は6割くらい完了しており、今後指導に従わない場合にはシール貼付等を行い、それでも従わない場合は法的な措置も検討しながらやっていきたいと考えております。

(委員)

指定地区の沿線道路の防災面について教えてほしいです。緊急輸送路については、建築物に載っている広告物も含めて耐震診断をしています。診断は県と市町村の補助で無料でされています。景観の問題と防災の問題を絡めた検討はされていますか。

(事務局)

同じ県土整備部内に建築住宅課があり、そこでは緊急輸送路の耐震診断を扱っております。連携できるものは連携し、同時に解決できるものはしていきたいと考えております。

(委員)

内容については問題ないが、公平性と実効性をどうやって担保するかが、ちょっと弱いと感じます。景観法でルールが出来たからとはいえ、景観がよくなったわけではない。正直者がばかを見るような状態があるので、それらを打開する内容だと良いと思いますが、何か検討をしていますか。

(事務局)

既存広告物の補助制度は、今後市町村の協力を得なければなりませんでしたが作りました。また、更新時に新基準や屋外広告物は景観の一部であることを説明し、協力をお願いしていきたいと考えております。

(委員)

とても注目されているこの特別なエリアであることを考えると、専任の担当者を決めて情報発信を定期的に行っていくことが必要だと思います。

(事務局)

今後検討させていただきます。

(委員)

内容については基本的に賛成です。ただ心配なのは、皆同じようなトーンや全体として暗い色では、景観が美しいとは言いづらいと思います。

広告主が美しい広告物を作って良かったと思えるように、道や緑化など行政ができる部分についても色彩というものを考えて行ってほしいです。

(事務局)

最大面積色以外は様々な色が使えます。使える色数は限定されてしまいますが、使える色の範囲の中で個性を出して頂きたいと考えております。また、この後説明します屋外広告物ガイドラインをもとに、より良い屋外広告物の設置を推進していきたいと考えております。

(委員)

コメントとして、この地域は世界遺産というワールドクラスのものであるので、今後の景観保全政策も同じようなワールドクラスのを期待したいです。また、こういう動きが県内だけでなく、日本全体に影響を与えるような規制や政策であってほしいと思います。そういう意味では規制の内容がゆるいのかもかもしれませんが、現状の中で最大限配慮されている内容というふうに思いました。

さて、先程の質問に関連して、既存の屋外広告物については今回の制度的に制約があると理解したが、腰が引けている印象があります。どういう制約で既存屋外広告物の指導が難しいのか教えて頂きたいです。

また、従前のおりということだけでなく、直ちに違法ではないというような別の表現でも良いのではと思いますが、もう少しこの点について説明を頂きたいです。

(事務局)

平成24年度の条例改正により規制地区と従前のおりというものが追加されました。その意図につきましては既存の広告物を適合させることになりますと、広告主の負担が多くなってしまふこと、それから屋外広告物は褪せてくれば、そのときは表示内容を変えることがあるということから、従前のおりということになったと思います。更新時には新基準への協力をお願いしたり、不公平感とならないようにするためには新しい基準の遵守に向けた指導を徹底することが必要と考えております。

(委員)

意見ですが、先程の質問に関連して規制の実効性についてです。京都市は本年8月31日を期限とし、屋外広告物条例に基づきいろいろなことをやってきているようです。実効性も含めて、先進地であり、世界遺産地域としてやってきています。市がやってきた景観意識の啓蒙活動、経緯等を調査していただき、それらを機会があれば、今回の地域にPRし啓蒙することが良いと思いますのでぜひ考えて頂きたいです。

(事務局)

はい。

(委員)

色、大きさ、高さの規制のある中で屋外広告物を作るということとはとてもおもしろいです。規制のある中で広告を作ることはデザイナーの腕の見せ所ではと思います。同じ条件の中でどんなものができるのか楽しみです。但し、既存の広告物をどうするかということですが、これから新規の広告を出す方からすれば一番気になるところだと思います。

資料にある「必要に応じて対応」とは、具体的にどのようなものでしょうか。既存の広告を掲出している人に対して、新しい基準が出来ますということを理解して頂いて、なるべく早く新しい基準のものに変更して

頂くという働きかけを行う、という意味で宜しいでしょうか。その意味ならば、具体的に半年後には今の広告物は何パーセント変わるとか、二年後には全ての広告物が新しい基準に変わるとか、具体的な数値目標があったほうが、広告主の不公平感が少ないのではないのでしょうか。具体的な数字は出しにくいかもしれませんが、そのようなものがあるほうが、新しく広告を出す人には基準を理解してもらえと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

広告主の方の事情により、広告物を変更する、変更しないという話が出てくると思われまます。3年後までに全体の50パーセントというように決めても、広告主にご協力を頂けなければ成立しないので、数字として算出するのは難しいと考えております。

(委員)

広告物の表示面で最大面積色は色相等、制限されてるが、最大面積色以外はビビッドカラーでも良いのでしょうか。

(事務局)

大丈夫です。明度彩度は関係ありません。また、企業のマークについて色を反転表示する方法も考えられます。

(委員)

表示面積の49パーセントまでは最大面積色にならないということでしょうか。

(事務局)

そういうことになります。

(委員)

最大面積色の数字さえクリアできれば、ビビッドトーンがバーンとくるような広告物も作成できるのでしょうか。例えば最大面積色は目立たない色だとしても、ビビッドトーンを使っていれば目立つ広告物になってしまうのではないのでしょうか。

(事務局)

最大面積色については色を抑えてもらう形となりますが、それ以外はそういうものになる可能性もあります。

(委員)

どちらかというとも最大面積色よりも、小さい面積の方が目に入ってくると思います。

ビビッドトーンが使えるということであれば、厳しい規制内容とは言えないのではないのでしょうか。

(事務局)

コーポレートカラーなどを反転したものなどは見た目はかなり変わると想定しております。そうしたことにより、全体としては良くなると考えております。

(委員)

広告幕やアドバルーンなどのような広告物も既存のものは経過措置の対象となるのでしょうか。

(事務局)

そうなります。

(委員)

簡易な広告やのぼり旗なども同様でしょうか。

(事務局)

そうです。しかし、簡易な広告物は耐久性という点で長い期間の掲出は難しいのではと考えています。古くなり、用をなさなくなった段階で、表示内容を変えらると思うので新しい基準のものになっていくと考えております。

(委員)

そのような点も含めて、先ほどの数値目標はある程度、欲しいのではと思います。屋上広告物などの耐久性のあるものが残ってしまう形の中で、県では数値目標のような見通しを立てないのでしょうか。

(事務局)

実際どのような形で既存不適格広告物が新基準に改善されていくかは、企業の都合等に依るものと考えております。それを県で予想し、何パーセントというように決めるというのは容易ではありません。

(委員)

つまり、県では企業任せですよと、できないことをしようと言っているように思われてしまうのではないのでしょうか。

いつか実現できるではなくて、いつかは皆新基準になるという話でないことに不満があるのではないのでしょうか。

(事務局)

施行後、協力的に新基準を適用して頂けるところもあるかもしれません。規制地区の指定は初めての試みであり、県としても実施してみないとわからないところもあります。

できれば近い将来に100パーセント新基準に合う広告物にしたいという思いはありますが、いつまでに何パーセントということは決められないということです。

(委員)

期限や目標を設けて、いずれは新基準の広告物になるという話を企業などへすることが一番大事ではないか、ということを意見として申し上げます。

(議長)

数値目標は別の組織や、他法令もあり、なかなか期限や内容を示すことは事務局としても難しいのではないのでしょうか。規制内容の実効性をどうするか、という面はあります。県では努力して実施するとはいつても、数値を書くことは容易ではないと思います。

その中でも、できる限り新基準に適合するように推進したいという気持ちはあるので、県には期待しています。

(委員)

広告物の外形の話は入れないのですか。ギザギザの形など。面積で収まったとしても、めちゃめちゃな広告物が出来てしまうのではないのですか。また3Dの広告物体も検討が今後必要だと思います。車関係では、トラックの車体広告など、頻りに模様替えしているものは規制できないのが現状です。そういう抜け道が条例にはまだまだあるので、今後埋めていって欲しいと思います。

(事務局)

屋外広告物は千差万別ですべてを基準で網羅するというのはなかなか難しい状況です。今後あまりにひどいようであれば、状況に応じて追加を検討するしかないのではと考えております。

(委員)

音の広告についてはどのように考えているか。

(事務局)

音響広告は屋外広告物法から除外されております。

(議長)

様々な広告表現があり、今後の課題となっていくと思います。

(委員)

資料には地区ごとの統一的な基準にするとありますが、地区の特徴を活かした統一性という意味でしょうか。

(事務局)

ここでいう統一的という意味は路線として基準を統一するという意味です。

(委員)

地区の流れや歴史も当然あります。地区の味、歴史等も大事にして頂きたいと思います。

(委員)

ここでいう地区という意味は、道路にそった幅の部分の部分を地区と呼んでいるだけだと思います。既存のままでは逆転現象が生じてしまう場所もあり、新たな規制に置き換える必要があるため、便宜上地区と呼んでいるのではないのでしょうか。

(事務局)

道路に沿った範囲を地区としています。

(委員)

参考として、この地域で建築物壁面に貸し広告が設置されているところがありますか。例えば複数枚掲出していて一枚だけ広告が変更となったりすると、新基準のものとそうでないものが混在してしまい、壁面としておかしいことになってしまう懸念があるのでお聞きします。

(事務局)

あまり見かけたことはありません。

(議長)

意見はおおよそ頂きました。諮問内容について異論がなければこれで了解ということで宜しいでしょうか。

<各委員異議なし>

(議長)

規制地区の指定につきましては御了解を頂いたこととさせていただきます。また、附帯的な意見としては、実効性を検討してくださいということになります。

【議事：②屋外広告物ガイドラインの策定について】

(事務局)

(議題2「屋外広告物ガイドラインの策定について」説明)

(委員)

各項目について指摘させていただきます。

- ・ P 5、P 6を業者として読んだときに何を言っているのかよくわからない印象を受けます。  
P 6の掲出方法は何が良いのかという説明を加えて頂ければと思います。このP 6では説得力に欠けるのではと思います。
- ・ P 1 1 商業地域の項目の配慮したいポイントの二行目にスカイラインの記載があるが、何がスカイラインなのか写真では分かりにくいです。P 1 5だと山並みのことをスカイラインと記載しているがP 1 1については何がスカイラインなのかをきちんと示した方が良いでしょう。
- ・ P 1 2の夜間照明は「広告の夜間照明」と記載した方が良いでしょう。
- ・ P 1 4下赤文字の広告物があります。さきほど話題になったものですが、赤色を落とした方が良いでしょう。
- ・ P 1 5「街並みとの調和を考える」の項目で街並みを考えるとあるのに、いきなり山並みの話になっているので違和感があります。P 1 6の「高さを抑える」の項目と「街並みを考える」との項目は関連しているので、記載場所を考えるべきだと思います。
- ・ P 1 9 可能であれば広告幕の色のマンセル値を併記してもらいたいです。
- ・ P 2 0 歩道には立てられない旨の注意書きが必要だと思います。
- ・ P 2 7 左下の写真「文字を表示せず」と書いてありますが、入口下部に文字があるので説明文の再検討が必要だと思います。
- ・ P 2 9 説明文の「高級な」という記載は必ずしも高級である必要はないのではないのでしょうか。質の高いとか、品が良いとかの記載の方が良いのではないのでしょうか。
- ・ P 3 7 安全の確保の項目「事故を引き起こすことがあります」のところで、責任の所在についても記載が必要ではないのでしょうか。また美観の維持「事業者としての」のところで、広告物が放置されていて事業者がいない場合もあるので、「土地所有者」の記載も付け加えた方が良いでしょう。

(事務局)

修正できる部分は修正したいと思います。

(委員)

具体的な写真が多くあり、分かりやすく良いと思います。街並みの調和についての事例は難しいと思いますが、個別の広告物の写真だけでなく、そういう全体のもの事例写真があるとわかりやすいと思います。

(事務局)

P 1 7下に3枚掲載しておりますが、良い写真があれば頂ければありがたいと思います。

(委員)

以前掘繁先生の講演会を聞いたことがあり、人間を大事にするという工夫が居心地の良さに繋がると聞きました。先生は色彩よりも、まず人間を大事にしてくれる迎え方の工夫が大事で、それを前提として街並みを見せていくということが必要と、講演を受けてとても印象付けられました。そういったことを前提に進めて頂きたいと思います。

(議長)

それについては文言をどこかに入れた方がいいですね。考え方として入れたほうが良いと思います。

(事務局)

そこは検討して入れたいと思います。

(委員)

ガイドラインの配布対象は、誰を想定されていますか。

(事務局)

基本は広告主を考えておりますが、是正指導の説明資料としても使用を検討しています。

(委員)

例えば1ページ目「はじめに」のところで、読む人が誰かで書き方が変わると思います。

(事務局)

メインは広告主ですが、広告に関わる方に広く見て頂きたいとも考えています。表現については検討させて頂きたいと思います。

(議長)

ホームページで掲載、ダウンロードできるようにする予定はありますか。

(事務局)

ホームページに掲載し、一般の方にも見て頂けるようにします。

また、本日頂いた意見を踏まえながら、なるべく早く公表したいです。

(議長)

今日の意見を参考に進めて頂ければと思います。

### 【議事③：その他】

(委員)

光の演出について、目に刺さるようなフラッシュのきつい広告があり、不愉快に思うこともあります。ガイドラインでなく、今あるものに対して注意喚起される方針はありますか。

(事務局)

その広告物については把握しております。市の管轄となる場所ではありますが、市と県、警察で指導をしていますが対応してくれない状況です。条例上、点滅のみは適法となっていて光害等の他法令も適用は難しい状況です。

ただ、広告物全体で見ると許可を受けていないので手続きの方法などで指導していきます。

(議長)

その他ないようであれば、議事を終了します。ご協力を頂きましてありがとうございました。

以上で閉会